

隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和3年11月の信玄公生誕500年を好機に、これまで焦点が当たることがなかった新たな観光資源として、武田二十四将に関する映像コンテンツを制作するため、信玄公生誕500年記念事業実行委員会が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金交付の対象者は、信玄公生誕500年記念事業実行委員会（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前条に規定する事業、経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の配分において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行状況を、隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金事業実施状況報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日までに、事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、原則として、知事からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(第8号様式)をあらかじめ知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象事業	隠れた武田二十四将発掘発信事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費（脚本家などへの謝金等） ・ 旅費（脚本家などへの旅費等） ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等） ・ 役務費（広告料、通信運搬費等） ・ 委託料（事業実施に関する委託業務） ・ 使用料及び賃借料（会場使用料等） ・ その他知事が事業実施に必要と認める経費
補助率	定額（予算の範囲内）

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書 (様式第 1 号の 2)
 - (2) 事業収支予算書 (様式第 1 号の 3)
 - (3) その他参考資料

事業計画書

事業の名称	
事業目的・ 想定される効果	
事業内容	
事業実施予定日 (期間)	
その他特記事項	

事業収支予算書

(単位：円)

1 収入の部

区 分	予算額	備 考
県補助金		

2 支出の部

区 分	予算額	備 考

(申請者) 殿

山梨県知事

隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付要綱第4条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円

補助金の交付決定額 円

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行状況を、隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金事業実施状況報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した事業実績報告書（様式第5号）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり変更をしたいので、隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付要綱第5
条第1項第1号の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した
書面を添付すること。

様式第 4 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次のおり中止（廃止）をしたいので、隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

※参考となる書類を添付すること。

様式第5号

番
年 月 日
号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付要綱第5条第1項第4号の規定により、次のとおり報告します。

- 1 実施状況報告
- 2 その他添付書類

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第 5 号の 2）
- (2) 事業収支決算書（様式第 5 号の 3）
- (3) その他参考資料

3 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 店 預金種別（当座・普通）
口座名義 _____ No. _____

事業報告書

事業の名称	
事業内容	
事業実施日 (期間)	
その他特記事項	

事業収支決算書

(単位：円)

1 収入の部

区 分	予算額	決算額	備 考
県補助金			

2 支出の部

区 分	予算額	決算額	備 考

※ 支出した経費内容がわかる領収書等の写しを添付のこと

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金について、隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 ¥

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-② = ③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現 金 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 店 預金種別 (当座・普通)
口座名義 _____ No. _____

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

隠れた武田二十四将発掘発信事業交付決定前着手届

隠れた武田二十四将発掘発信事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、別記条件を了承の上、次のとおり交付決定前に着手したいので、届け出ます。

- 1 事業名
- 2 事業内容
- 3 事業費 金 円
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日 年 月 日
- 6 完了予定年月日 年 月 日
- 7 交付決定前着手が必要な理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。